

亀山市立神辺保育園重要事項説明書

1. 運営主体

設置者	亀山市
設置者の所在地	亀山市本丸町577番地
所管部署	0595-96-8822（子ども未来部子ども政策課）

2. 施設の概要

種別		保育所					
名称		亀山市立神辺保育園					
所在地		亀山市太岡寺町 1259-2					
連絡先	電話	0595-82-5807					
	FAX	0595-82-5807					
	メール	Kanbe-ho@city.kameyama.mie.jp					
施設長氏名		佐藤 暁子					
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
	(3号)	3人	10人	15人	20人	42人	90人
当園の基本理念・方針		神辺保育園は、鈴鹿山脈をはじめとした山や川、田畑に囲まれた自然豊かな中にあります。隣接する小学校や地域の方々との交流も盛んで、みんなに温かく見守られながら、自然に触れ、感じ、伸び伸びと元気いっぱい、過ごしています。 0歳から6歳の子どもたちが安心して過ごせるよう、自然体験や生活経験を通して心を動かしながら、「生きる力」の基礎を培います。また、思いやりやいたわり、そして信頼の心を育てあえる保育を進めています。					

3. 施設の概要

敷地	敷地全体	2,473.94 m ²
	園庭	429.55 m ²
園舎	構造	木造 1階建て
	延べ	560.1 m ²

4. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0.1 歳ひよこ組:0.1 歳児クラス
ほふく室		
保育室	3 室	2 歳ひよこ組:2歳児クラス あか組:3歳児クラス もも組:4歳児クラス
遊戯室兼保育室	1 室	あお組:5歳児クラス
調理室	1 室	
職員室	1 室	

5. 職員体制(令和7年4月1日 現在)

職種	人数	備考
園長	1 人	
主任保育士	1 人	クラス担任兼務
保育士(クラス担任)	4 人	
保育士(フリー)	2 人	
保育士	5 人	
介助員	2 人	
給食調理員	3 人	
施設管理員	1 人	
管理栄養士	1 人	子ども未来部子ども政策課に配置

※「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める配置基準以上を配置します。

※人数は園児数等により変動することがあります。

【職種、員数及び職務の内容】

園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士 主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。なお、主任保育士は第3号又は第4号の職を兼ねることができる。
- (3) 保育士(クラス担任) 保育士(クラス担任)は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 保育士(フリー) 保育士(フリー)は、園長の補助及び各クラスの活動の援助を行うとともに、保育士(クラス担任)の欠員時にその職務を代替して行う。
- (5) 保育士 保育士は、保育士(クラス担任)の指示に従い、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (6) 介助員 介助員は、特別な支援を要する園児の活動等の介助など、保育士の職務を助ける。
- (7) 管理栄養士 管理栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、園全般の食育を行う。なお、職員は子ども未来課子ども総務グループに配置する。
- (8) 給食調理員 給食調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (9) 看護師 看護師は、子どもの健康管理と園全般の衛生管理及び、医療的ケアを要する子どものケアを行う。
- (10) 施設管理員 施設管理員は、園の施設管理及び雑務を行う。

6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時15分～午後4時15分（8時間）
延長保育	保育標準時間	実施していません。
	保育短時間	午前7時30分～午前8時15分 午後4時15分～午後6時30分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前7時30分～午前12時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

7. 利用料等

実費徴収	2号認定子どもに係る副食費	1月当たり	月額4,500円
	2号認定子どもに係る主食費	1月当たり	毎月、実費を徴収
	保護者会費、絵本代	1月当たり	1200円程度
延長保育料※1 （保育短時間認定子ども）	午前7時30分～午前8時15分	1日当たり	200円
	午後4時15分～午後6時30分	1日当たり	200円

※1 同一世帯に小学校就学前の子どもが複数人いる場合、第1子についてはこの表に掲げる額の全額、第2子はこの表に掲げる額の半額とし、第3子以降は無料とする。なお、この場合の子どもの数は利用者負担額の算定に準ずる。

8. 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

9. 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、新入園児歓迎会、保護者会総会（書面決議）、午睡開始（乳児・年少児）
5月	歯科検診、内科検診、遠足、尿検査、運動会、さつまいものつるさし
6月	梅採り、水遊び、消防署見学（年長児）、午睡開始（年中・年長児）
7月	七夕子ども会、水遊び、川遊び、夏まつり
8月	水遊び、川遊び、午睡終了（年中・年長児）
9月	神辺小学校連携水害訓練
10月	遠足、いもほり、消防署連携避難訓練、保育参観（年少・年中・年長児）
11月	神辺地区文化祭（園児絵画等作品出展）、内科検診、焼いも
12月	お楽しみ会、クリスマス子ども会
1月	新年子ども会、新入園児面接、神辺小学校1年生との交流会
2月	節分子ども会、新入園児保護者会、小学校体験（年長児）、交通安全教室、人形劇
3月	ひなまつり子ども会、保育参観（0.1.2歳児）、お別れ会、卒園式

※乳児クラスの昼寝は年間、3歳児クラスは、4月から10月頃まで実施。

※誕生会・身体測定・避難訓練・安全指導・クリーン活動は毎月、防犯訓練は年8回実施。

※子育て支援事業として、園開放、子育て相談、園庭開放、保育体験を随時実施。

※園運営の都合等により、変更・中止になる場合があります。

10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の決定	市の行う利用調整による
退園理由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 利用に当たっての留意事項

- ・当日の欠席、遅刻等の連絡は、8時30分までに電話または「コドモンアプリ」にて、ご連絡ください。
- ・原則として、保育時間内での迎えをお願いします。迎えが遅れる場合や送迎者が変わる場合、延長保育を利用する場合には、必ず電話または「コドモンアプリ」にて、ご連絡ください。
- ・熱が37.0℃以上ある場合は、登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合には、迎えの連絡をさせていただきます。また、お子さんの体調不良（下痢、嘔吐など）により、発熱がない場合でも連絡をさせていただくこともあります。保育時間中は、必ず連絡がとれるようにしてください。
- ・感染症に罹患された場合は、「登園届」または「感染症に関する届出書」の提出が必要です。
- ・主治医が保育所での薬を認めた場合に限り、薬をお預かりし、投薬します。薬を服用する必要がある場合は、必ず「依頼票」に必要事項を記入・捺印し、薬剤情報提供書と共に、登園時に職員に手渡ししてください。
- ・保護者の勤務先や電話番号などが変わった場合も必ず、お知らせください。
- ・駐車場は、神辺地区コミュニティの駐車場をご利用ください。マナーを守り、譲り合って駐車してください。

11. 嘱託医及び嘱託歯科医（令和6年4月1日現在）

（嘱託医）

医療機関の名称	豊田クリニック
医院長名	入山 拓平
所在地	亀山市南野町4-15
電話番号	0595-82-1431

（嘱託歯科医）

医療機関の名称	のじま歯科クリニック
医院長名	野島 卓
所在地	亀山市川崎町字野畑4746
電話番号	0595-98-6480

※ 嘱託医及び嘱託歯科医は、年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

12. 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

なお、当園の所在地を管轄する消防署及び警察署は次のとおりです。

【管轄する消防署】

消防署名	亀山消防署
所在地	亀山市野村4丁目1番23号
電話番号	0595-82-0244

【管轄する警察署】

警察署名	亀山警察署
所在地	亀山市野村4丁目1番27号
電話番号	0595-82-0110

13. 非常災害対策

防火管理者	佐藤 暁子
消防計画届出年月日	令和8年4月1日
避難訓練	避難や消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器(5本)、火災報知機(1台)など
避難場所	亀山市立神辺小学校
緊急時の連絡手段	緊急時には、園から電話、「コドモンアプリ」、専用ホームページでの情報提供を行います。

14. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	加藤 夏葉子	主任保育士
相談・苦情解決責任者	佐藤 暁子	園長
苦情解決第三者委員	大平 真弓	主任児童委員
	中川 理恵子	主任児童委員

※ 年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

【要望・苦情等への対応方法】

1、園はその提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
2、園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3、園は、市からの求めがあった場合は、その調査に協力すると共に、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4、園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

15. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	保育所の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害等又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行います。

16. 個人情報の取り扱い

園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしはならない。

園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、利用子

どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により、利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合、もしくは別に定めのある場合は除く。

17. その他保護者に説明すべき事項

重要事項説明書の内容に変更等が生じた場合は、園内掲示、「コドモンアプリ」等により、周知を行います。